

# 櫛ヶ浜の村井喜右衛門

## オランダへ鳴りひびく

青山学院大学教授 片桐 一 男

はじめに

いわゆる鎖国時代、オランダ商館の貿易船は、毎年夏に入津、貿易業務を終えて、九月二〇日限りに帰帆すべき定めであった。

ところが、たまたま寛政一〇年九月、当時長崎港に入港中のオランダ商船エライザ号が、帰帆間際に大時化に遭い座礁・沈没してしまった。その引き揚げをめぐる、櫛ヶ浜出身の村井喜右衛門の果たした快挙についてお話ししたいと思います。

一、エライザ号の出帆準備・座礁・沈没

貿易業務を終えて、帰帆準備にかかり、荷役も済ま

せて、いよいよ出帆態勢を整え、風待ちをしていた様子には、村井喜右衛門の子孫宅に遺る『蛮喜鍛煉書』に次のように記されている。まず、

九月廿日ニハ長崎内海を出帆して、神崎沖に懸り、荷役して、十月廿日ニハ弥出船と定法なり

と、この頃の「定法」を述べている。

そして、寛政一〇年の実際はどうであったか、同書は、

右蘭船、九月廿日ニ神崎沖へ迄舟を出し、荷物も荒方積揃へ、出帆日を相待処ニ、十月十七日夜、夕方ニ西風強、夜中ニハ大風と成、碇ひけて、唐人瀬三尺流より、船底を損じ、水込ニ成候、

と記している。右によれば、規定通り、九月二〇日に  
出島近くの碇泊位置から神崎沖まで船を出し、それか  
ら荷物を積揃え、長途の海路に就くべく、出帆を待っ  
ていたものと思われる。

これをオランダ商館日記によって確かめてみるに、  
一七九七年一〇月二九日（旧九月二〇日に当る）に長  
崎奉行が出役、乗船して人員点呼を行った記事などが  
みえていて符号する。その後積荷を行い、十一月二三  
日には、奉行の命にかかわる文書、即ち御条目が御検  
使のもとで読み聞かされ、船長も乗船して、出帆準備  
がすっかり完了したことが確認できる。

翌二四日（旧一〇月一七日）の条をみると、この日、  
二人の御検使が出島に出向き、船長たちの部屋を検分  
し、残留者の点呼も行っているから「出島跡改」が定  
め通り行われていたこともわかる。

このことから、村井家に遺る『蛮喜鍛煉書』の記述  
は『オランダ商館日記』によく符号しており信憑性が  
高いといわなければならない。

「十月十七日夜、夕方々西風強」く、「夜中ニハ大  
風と成」り、「碇」をひかれて「唐人瀬」に流され、  
「船底を損じ、水込」みになったと、簡潔に記されて  
いる点についてはどうであろうか。

その様子は、画家牧墨僊が輯録した随筆『一宵話』  
のなかにも一話として引かれていることによってもわ  
かる。そのおよその経過は次の通りである。

一〇月一七日の夕暮どき、長崎の神崎沖の一時停泊  
位置で、オランダ東インド会社の傭船、三本マストの  
米国船エライザ号は静かに風待ちをしていた。

この日、恒例にしたがって、出島在留のオランダ人  
もここまで見送りに出て、長途にわたる航海の無事を  
祈って祝盃をあげ、出島に戻った。その夜は順風の様  
子に見えたのでオランダ人たちは出帆の用意を行って  
碇もあげ、長い航海をまえにしてほっとひと息いれて  
いた。

ところが、折しも、にわかには強風が吹き来たり、波  
は荒立ち、雨も加わり、高浪と強風のなかで、船は、

ついに、高鉾島脇の唐人ヶ瀬へ乗りあげ、船底を磨り破ってしまった。

激浪・風雨のなか、黒坊のウゝノスというのが、ボートを卸して、命からがら若干の荷物の積み移しはできたが、あとはいかんともしがたく、船は、翌一八日朝、ようやく木鉢浦の土生田浜<sup>はぶた</sup>へ曳き寄せられたが、一九日朝、ついに一丈三尺余りの泥海の底へ沈み込んでしまったのである、と。

商館日記、十一月二五日（旧一〇月一八日）の条をみると、「夜、およそ三時に、船長が番船のボートでよこした黒坊で悲報に接した」のであるが、その内容は、南からの突風で船が吹き流されてしまい、岩礁に打ちつけられてしまった。そのためキールが極度に傾いてしまった。船員・船・積荷を保持するために、船長は余儀なく三本のマストを伐り倒さねばならなくなったこと、それで船は保てたが、こんどは、その直後に、キールのすぐそばに危険な浸水を発見し、黒坊や召使いたち全員で排水に当らねばならなかったことな

どであった。

これによって、座礁・浸水をしたのが、おそらく夜半をまわっていたであろうことが察せられ、「夜中ニ八大風と成」に符合する。「西風強」く、と、「南から突風」とでは符合しないようであるが、「西風強」くの日本側記録が一七日の「夕方」のことを述べ、商館日記が、夜半過ぎのことを述べているのであるから、時間の経過の間に風向きが変わったものと解せば矛盾せず、他の諸事はいずれもよく符合している。

『蛮書鍛煉書』、『一宵話』収録の一話、並びに『オランダ商館日記』は、それぞれ精粗あって、相補う点が認められるが、いずれも事実のそれぞれの部分を事実通り伝えていて信頼度が高いと認められる。

## 二、沈船引き揚げ人の募集

オランダ商館からは、エライザ号の引き揚げ方が出願された。長崎奉行は、評定のうえ、

紅毛船及難船木鉢浦浜手に引寄有之、垢多差込、過

半沈ミ船と成り、殊に下夕積の銅有之、右差シ水線り上ケ、銅取揚ケ方等便利之手段存シ寄り之者ハ申出へし

と、「十月二十一日」付で出島乙名と阿蘭陀通詞連名の「舳」を出させ、「長崎地中」は申すに及ばず、「浦々」までも「高札」を立てて、この沈船を引き揚げてくれる者を募つた。

### 三、村井喜右衛門の沈船引き揚げ申し出

沈船エライザ号のそばまで見分に向いた者のうちに、「喜右衛門」といふ、防州都濃郡櫛ヶ浜村（現在徳山市大字櫛ヶ浜）から長崎の島々浦々へ鰯の網入れ方に來合せていた者があつた。この年も七月に、例年の如く「都濃郡御勤場」から「往來勤過之御手形」をもらつて來ていたもので、一〇月二十九日に沈船を見物に出かけた。沈船の近くには番船がついており、そこで喜右衛門は番船の者から「御高札」の趣を聞かされた。

喜右衛門が見分のうち「浮方取懸り見度」い旨を話すと、その番船で番所へ連れていかれた。そこで「委細」を話すと、番所役人は喜右衛門ほか五人を番船に乗せ、再度、沈船場所へ出向いた。見分後、喜右衛門は番所役人から、もし「御免」となつたら「浮方」をするかと尋ねられた。喜右衛門は「随分浮方可相成手段御座候」と答えたが、「併、今一応旅宿江に帰り、篤と思案仕、又々申出可仕」と、一端辞去した。

喜右衛門は「十一月朔日」再び沈船場所へ「汐之満干、沈加減」を見分のため出向いたところ、番所役人も出張して、再度 依頼されたので「御請」けれど、次のように申し出た。

#### 乍恐書附を以申上候事

一 おらんだ船浮方義、下夕之痛を留、上ヲ拵へさまあるを、板何角を以ふさぎとめ、酒樽千挺、つり船四百石積壹艘、式百石積式艘、六拾石積十式艘、四拾石積拾式艘、式拾石積拾式艘、右樽船ヲ以、つり船ニいたし置、はね木つるべ四十船の以ます、

右式品ヲいこみ、浮ケ申積リニ而御座候、別紙一  
ツ書之者、道具之分ハ、其節見合ヲ以遣し申候、  
おらんだ船けた類大小五本、大綱式房にかゝす式  
拾房、小綱五拾房、其外之諸道具、御見合ヲ以、  
御借し方可被仰付候、万一浮キ不申候節ハ、御免  
可被仰付候、為右、書附ヲ以申上候、如件、  
寛政十年

村井喜右衛門

午十一月

御役人衆中様

しかし、奉行は遠来の者の手を借りることなく「長  
崎地下に其人なからんか」という意見で、高札を立て  
替えさせ、喜右衛門へは「見合」せるべく伝えさせた。  
吟味の結果、長崎より二人の知恵者が名乗り出て、  
工夫をこらし、引き揚げを試みたが失敗に終わった。  
つづいてオランダ人自身も、浮かし方に取りかかり  
たいと申し出て、工夫を試みたが、結局は不成功に終  
わった。

ここにいたって、ようやく長崎奉行の目は喜右衛門  
の方へ向いてきた。一二月に入って目付役の鈴木七十  
郎が喜右衛門の香焼にある囲屋（長崎における仮屋）  
まで出張のうえ、種々その計画を問い質し、逐一奉行  
へ報告した。ついには、オランダ人二人をまじえた役  
人都合三〇人ほどが喜右衛門のところに出向いて、沈  
船引き揚げを依頼することとなった。

そして、奉行所は喜右衛門に計画書を出させ、さら  
に必要経費の額を問い合わせている。これに対し、喜  
右衛門は、

此度之義ハ、自力を以献金ニ仕度、只、上への御奉  
公と考え奉り、金銀之望、一向御座無く  
と断つた。しかし、奉行所はなお納得せず、再度「是  
非」の下問をした。役人も、返事がもらえないと「迷  
惑致す程に、何れの道、凡の所、申くれ候やう」と  
ねばってみたが、「私ニおゐてハ、金銀之積り少シも  
申上ず」と、喜右衛門の固い返事は変わらなかつた。  
そこで、奉行は、費用の件はひとまずおいて、喜右衛

門に引き揚げ方を下命すべく、ようやく決したらしい。やがて、喜右衛門は、奉行所役人・商館員・船長ら立合いのもとに、種々談合のあと、次の請状を提出した。

### 口上書

此節、阿蘭陀船浮方、私存寄申立置候通り、各々様々諸雜費入用等之義、御尋被成候処、承知仕候、乍併、決而雜費ニ不相拘、萬一存寄之通、浮方相成候節、御上様々御褒美トして、御立下ケ被仰付候ハ、紅毛人來秋渡來之上、相心之祝儀等を致候ハ格別、私右人用銀高等申立候所存毛頭無御座候、若又、私手内ニ而浮方不相成節ハ、右謝物たり共、決而請申間敷候、  
右御尋ニ付、如斯御座候

午十二月

村井喜右衛門 判

加福安治郎殿 茂 伝之進殿

石橋助左衛門殿 三嶋 良吉殿

今村才右衛門殿 塩谷 次郎殿

右の文面から、喜右衛門が相当の自信と決意をもって、このことを引き請けたことがわかる。

しかも、その計画は自己負担で、大小七二隻の船を使って引き上げるものであった。

商館日記で興味を惹く点は、この漁師が沈船引き揚げで、少しの報酬をも要求していないが、しかし、首尾よくいった場合には、祝いとして格別の記念の贈物を望んでいること、彼にとっては、金銭ではなく、単にオランダ船を引き揚げられたという名目のためだけであること、そこで、彼にわれわれからの贈物として二〇俵の粉砂糖をあげてもらったこと、彼がそれで満足したこと。直ちに、奉行に、このことを報らせ、そのことのために、彼に許可を与えられるよう要請していることなどである。

#### 四、村井喜右衛門への沈船引き揚げ命令

年は寛政一一年（一七九九）と改まった。

日本側の記録をみると、この間の動きはおよそ次の

ようであつたと窺える。

口 上

御用之義御座候ニ付、明十一日刻限四ツ時、江戸町  
阿蘭陀通詞会所江御出可有之候、以上

阿蘭陀

正月十日

年番通詞 (印)

喜右衛門殿

上書

香焼浦ニ而

阿蘭陀

村井喜右衛門殿

年番通詞 (印)

と、香焼にいる村井喜右衛門のもとに阿蘭陀年番通詞より呼び出しがあつて、出頭、大通詞石橋助左衛門と今村才右衛門の同道で、年番町年寄の高嶋作兵衛宅へ出頭してみると、町年寄二人から「此度浮方之雜費其外諸道具之仕構有之候哉」とのお尋ねがあつた。そこで、喜右衛門の返答は、「先達而申上候通、雜費入之処ハ、何程懸り候而も、御上江御奉公ニ可仕覚悟御座候」と、変わらないものであつたが、「たつて御尋ニ

付」ということで、次のような算段を述べている。

諸雜用迄を荒増申上置候、私抱之内、四百石積十八反帆壹艘、貳百石積十三反帆壹艘、五六十石ハ四十八石迄の小船七八十艘、私抱人数、常に三百余人有之、家内小供懸而ハ、五六百人も御座候、諸道具等も私抱之内有之候、雜費入銀凡五六百両と考居候

右をみると、喜右衛門は動員できる船として大小七八十艘、人員五・六百人、經費五・六百両を考へていたことが判明する。

一三日になつて、またまた次のような呼び出しがあつた。

口 述

御年番高嶋作兵衛殿ハ御切紙ニ付罷出候処、明十四日御用事有之候ニ付、其許様致同道、九ツ時過ニ罷出候様被仰付候間、刻限前江戸町通詞会所迄無間違御越可被成候、右御懸合申進候、已上

正月十三日

阿蘭陀

年番通詞

右之通被 仰渡候付申渡候

村井喜右衛門殿

未正月十五日

尚々御出之節印形御持參可被成候

とあって、一四日に通詞会所へ行き、次いで、大通詞同道で長崎奉行所へ出頭した。御取次から聞かされたことは「此度阿蘭陀船浮方之義、御屋鋪々御直ニ御免被仰付候間、御受可申上」ということで、「御受申」したのであった。村井家にはこのときの書類が保存されている。文面は、

(ハシウラ書)

「

長崎

奉行

手頭

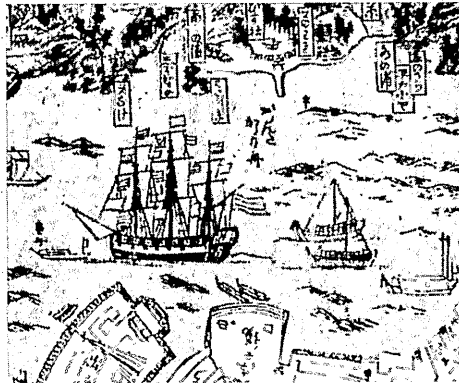
」

此度沖阿蘭陀沈船浮方之儀、防芻船頭喜右衛門江相対を以相頼度旨、役人阿蘭陀人申出候ニ付、願之通聞届候、尤浮ケ方取掛中、御用小指相用候儀差免候

事

未正月

とあり、包紙には「未正月十四日御手頭」とある。これをもって日付を考えるに、十四日に奉行所に出頭、直々に許可の言葉があつて、翌一日に、右のような書類が与えられたものと考えられる。何とも、物々しい限りである。



長崎古地図

五、沈船エライザ号引き揚げ作業経過

作業経過の様子は、幸いにして、村井家の諸記録をはじめとする邦文史料と、商館日記とによって、かなり詳細に追うことができる。



沈船引揚計画・準備・引揚作業・荷揚経過表

邦 曆	西 曆	邦 文 史 料	商 館 日 記
寛政一〇年	一七九九年	一・七 浮し方計画書提出	
一一・二	一・七	浮し方計画雛型提出の命	
四	九	浮し方計画に必要経費問合せあり	
六	一一	浮し方計画に出頭、請状提出	
二九	二・三	オランダ屋敷に出頭、請状提出	沈船引揚計画見分、引揚経費は不要、但し引揚の場合喜右衛門の贈物希望の件
三〇	四	引揚許可あり	
寛政一二年			
一・一〇	一四	年番通詞より出頭通知あり	喜右衛門に対する引揚許可を出願
一一	一五	浮し方雑費・諸道具につき問い合わせ	奉行が喜右衛門に許可を与えた報告あり
一三	一七	年番通詞より出頭通知	
一四	一八	奉行所へ出頭、浮し方許可の言葉	
一五	一九	沈船浮し方許可状手交される。御用小指使 用許可、網方へ触、手配了	喜右衛門引揚準備

一七	二二	準備開始、大綱かけ、七五艘、六百人
一八	二三	準備作業、七五艘、六〇〇人
一九	二三	準備作業、七五艘、六〇〇人
二〇	二四	準備作業、七五艘、六〇〇人
二一	二五	準備作業、七五艘、二〇〇人
二二	二六	準備作業、七五艘、二〇〇人
二三	二七	準備作業、七五艘、二〇〇人
二四	二八	準備作業、七五艘、二〇〇人
二五	三・一	準備作業、七五艘、二〇〇人
二六	二	準備作業、七五艘、二〇〇人
二七	三	準備作業、七五艘、二〇〇人(五〇〇人)
二八	四	準備作業、七五艘、二〇〇人(五〇〇人)
二九	五	準備作業、七五艘、二〇〇人(六〇〇人)
三〇	六	浮し方取掛り、一五〇艘、四五〇人
三一	七	三尺揚り
三二	八	六尺揚り、七五艘で吊上げオランダ新屋敷まで五丁余帆を揚げ走り付く

快晴、引揚げに必要な器準備に多忙

快晴、南西風、沖へ引揚機械見分

快晴、西南西風、高鉾島で準備作業

快晴、西南西風、同所で準備作業

快晴、西南西風、同所で準備作業

作業船借賃支払延期願、砂糖で支払願

快晴、南西風、漁師三月六日引揚延期の談

明日、奉行沈船見分予定の通知あり

奉行沖見分、北風・雨強まり戻る

喜右衛門昼夜、彼の船を沈船に縛る作業に多忙

朝沈船引揚げの報。船の長さの五倍以上も運びカヒタン居所前に据えられる。

一八	二三	積荷引揚完了、二〇艘、一五〇人
一七	二三	二〇艘、一五〇人、積荷引揚げ、赤銅百斤入箱
一六	二二	引揚作業、二〇艘、一五〇人
一五	二〇	引揚作業、二〇艘、一五〇人
一四	一九	引揚作業、二〇艘、一五〇人
一三	一八	引揚作業、二〇艘、一五〇人
一二	一七	引揚作業、二〇艘、一五〇人
一一	一六	引揚作業、二〇艘、一五〇人
一〇	一五	引揚作業、二〇艘、一五〇人
九	一四	引揚作業、二〇艘、一五〇人
八	一三	引揚作業、二〇艘、一五〇人
七	一二	引揚作業、二〇艘、一五〇人
六	一一	八分通り引揚げ、二〇艘、一〇〇人
五	一〇	蘭人より祝儀酒二挺と肴折届けられる
四	九	引揚作業、七五艘、三〇〇人、五尺揚り
		樟脳樽若干・高官荷物引揚げ
		樟脳一五樽他引揚げ、喜右衛門満潮時にもっと
		引揚げるため小舟を取り付ける。目付出役見分
		喜右衛門一間引揚げ、銅は引揚げできず
		更に小舟を沈船に結び付けるよう要請
		船約一二フット揚がった
		残銅・樟脳引揚要請
		検使出島出役、引揚荷物倉入り
		曇、強風、肥前領主に帆柱の用材要請
		一日中、東風、強風、全ての銅・樟脳等引揚げ
		銅・樟脳等の箱引揚げ

一九	二四	諸道具片付、二〇艘、一〇〇人	快晴、冷北風、樟腦出島へ持込み
二〇	二五		最後の樟腦四九樽倉入れ
二一	二六	奉行所へ出頭、褒賞、銀三〇枚	快晴、冷北東風、昼夜船長は船修理
二二	二七	蘭人よりフラスコ一四本	悪天・雨

こうして、喜右衛門の仕事は、大成功裡に終了したのである。喜右衛門が工夫案出した引揚作業の方法は、江戸時代におけるこの種の技術分野の水準を示すものと考えられる。

#### 六、内外からの賞賛と『蛮喜和合案』

沈船浮上後二日した二一日に、長崎奉行所より喜右衛門に呼び出しがあった。喜右衛門が出頭してみると、諸役人列座のなか長崎奉行朝比奈河内守から直々に読渡しの褒賞であった。その文面は次の通りである。

防州都濃郡

串ヶ浜船頭

村井喜右衛門

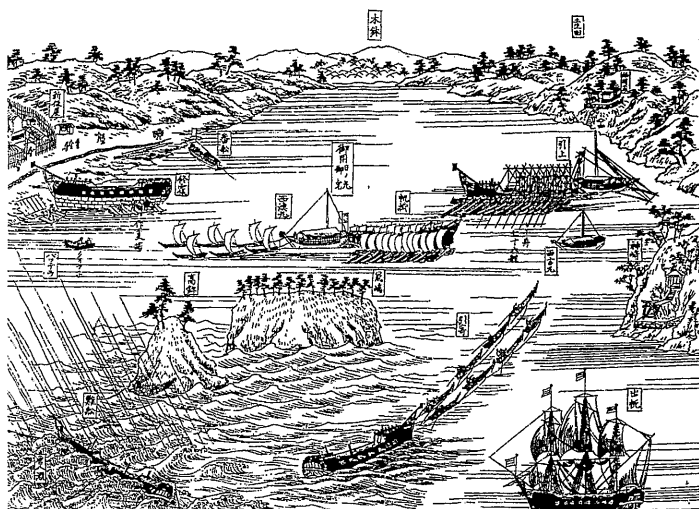
其方儀、沖紅毛沈船浮方之儀、紅毛人より相頼候処、差はまり致出精、殊ニ自分入用を以、早速浮船ニ相成、修理ニ茂取懸候段、誠ニ拔群之手柄、紅毛人ハ不及申、当所一統安心満足之事ニ候、仍而為褒美銀三拾枚為取之候

未二月

奉行は、喜右衛門に褒美として、「銀三拾枚」を贈り、「誠に拔群の手柄、紅毛人は申すに及ばず、当所一統安心満足之事に候」と、その功をたたえたい。村井家には、今も右の「御書」とともに「銀三拾枚 長崎奉行」と認められた包紙が保存されている。

翌二二日には、オランダ人から当座の御札として酒入りフラスコ一四本が贈られてきた。その内の一本が

表元年  
戊午十月  
阿蘭陀於唐人瀨沈船  
二十一年  
五月  
防劔喜右衛門挽揚繪圖上



阿蘭陀於唐人瀨沈船 挽揚繪圖

村井家に保存されていた。オランダ人たちの喜びようは一通りでなく、その夏来航したオランダ船で舶載さ

れた白砂糖二〇俵を喜右衛門に贈り、謝意を表した。喜右衛門は、三月二日、沈船浮し方が成就したので、帰国願ひ奉行所に出し、許しを得て国許へ帰った。喜右衛門が錦を飾った櫛ヶ浜では、彼の働きはたちまち広まった。

帰着早々花岡勘場から下問を受けた喜右衛門は、三月二一日付で庄屋の浜田伊右衛門を通じて、紅毛船の浮し方一件を詳細に報告した。

肥前長崎於木鉢ヶ浦、紅毛沈船浮方一条花岡勘場ヨリ御尋ニ付申上控

寛政十一年

都濃郡櫛ヶ浜

未三月

村井喜右衛門

と表題にみえる報告書がそれである。

これに対し、萩藩郡奉行矢嶋作右衛門から都濃郡花岡勘場の代官山崎新八を通じて褒賞があった。その文面は、次の通りである。

寛

都濃郡櫛ヶ浜浦

六戸諸殿知行所

百姓

喜右衛門

かりか、領主の六戸家からも、追っかけるかの如く褒賞があつて、

村井喜右衛門

右去秋帰帆之阿蘭陀船、長崎沖浦上村木鉢郷ニ而沈船相成候付、浮方之儀、於長崎御奉行所種々被仰付

其方儀、今般於長崎、紅毛沈船浮方之儀ニ付、比類之令手柄候趣、被

茂有之候得共、浮方出来兼候処、其砌、喜右衛門莫、彼地商売方ニ付、参合候而、紅毛人々相頼、喜右衛

聞召上候、仍而為褒美御上下被下之、猶身通之儀ハ御領分百姓惣筆頭被差置候事

門心遣を以浮方相成、紅毛人々不及申、長崎表一統安心満足之由、依之、御奉行朝比奈河内守殿御役所

と、領分中の「百姓惣筆頭」とされたのである。

被招呼、為御褒美銀三拾枚被下候由、河内守殿々彼者抜群手柄仕候段御知せ申来候、肝要之於場所、無

そうしているうちに、四月上旬、今度は幕府老中松平伊豆守信明から長崎奉行朝比奈河内守を經由して格別の賞詞があつた。文面は、

比類令手柄、神妙之至候、依之、各別之御沙汰を以、永代名字刀共被差免候条、此段可有御申渡候、以上

防州都濃郡  
串ヶ浜船頭

寛政十一年未

三月

三月

矢嶋作右衛門(印)

山崎新八殿

村井 喜右衛門

「永代苗字帯刀」を許され、「村井屋喜右衛門」は、以後「村井喜右衛門」と称することとなつた。それば

其方儀、先達而紅毛沈船浮方取計之始末、松平伊豆守殿被及御聞、抜群手柄之段御賞美ニ候、仍右御沙汰之趣申聞置

未四月

というものである。

この沈船引き揚げに示した喜右衛門の工夫は、老中の心をいたく惹き付けたりしく、喜右衛門は引き揚げ直後、特にその仕掛けを図面に認めて江戸へ急送すべく命ぜられ、作図のうえ送ったものである。さらに、「雛型」の提出を求められ、これまた急造のうえ、至急便で呈上した。

その雛型は、ときの將軍家齊の上覧に入れられ、御三家・御三卿方へもご覧に入れられた後、幕府の御宝蔵へ保管されることとなり、大絵図は、幕府のお抱え侍医で蘭学書画方の桂川甫賢が拝領を許されて、伝えられるところとなったという。

いずれにしても、こうなると、村井喜右衛門の盛名は一時に四方に広まった。喜右衛門が郷里に帰ってしまつたあとの長崎の地にあつても、彼の名は消えるどころか、次々に彼が受けた褒賞の伝聞が長崎の人々の耳朶に達して話題にのぼつた。

そして、半歳もたたないその年の夏には、長崎に来て洋商との交渉をもつ中川某なる商人が、喜右衛門の紅毛沈船引き揚げの顛末を『蛮喜和合樂』と題して、画図を挿入のうえ上中下三枚の木版画にして、四方の君子に分け与えるというほどにまでも、もてはやされるようになった。

村井家には、『蛮喜鍛煉書』（未刊）という書き留めがあり、『蛮喜和合樂』と内容の多くが符合しているから、これがもとなつていているものと考えられる。文化七年（一八一〇）の序文をもつ画家牧墨僊輯録の隨筆『一宵話』のなかにも、「和蘭の沈ミ船 附たり、村井喜右衛門が働き、和蘭陀国へ鳴りひびく事」として、この一話の一部が引いてある。

オランダ人は、このことを特に記念して、村井喜右衛門の定紋劍酸漿けんかたばみと商標ハを帆や幌等につけて帰り、その図面を数百枚刷り立てて万国へ吹聴した由で、諸国にこれが流布したと伝えられている。

村井家にある前記木版刷『蛮喜和合樂』の中にも

このデザインが組み合わされた表紙様の一枚が貼付されている。オランダ商館のマークと長いハウダ・パイプに洋ハット、それに劍酸漿の紋と人の旗指物がうまぐ組み合せられ、中央に「蛮喜和合榮」と記された文字が調和して、いかにも象徴的である。

#### 七、村井喜右衛門の生業と気質

さて、世にいう紀国屋文左衛門、銭屋五兵衛など、名のある海の男といえども、その多くは、日本国内において天下に名を馳せた者たちである。それに比して村井喜右衛門の場合は、オランダ東インド会社が、当時の国際的事情によって備ったアメリカ船を相手とした事件であったために、その名が欧米にまで知られることとなった、実にユニークなものである。

村井喜右衛門は、寛政一年、沈船を引き揚げたとき四八才であったから、宝暦二年（一七五二）生まれである。

『喜右衛門由緒書』によると、彼は二〇年以前より

肥前領香焼島（現在、長崎県香焼町）に漁場を構えており、四百石積十八反帆の「西漁丸」という船で、毎年八月頃その地に出向き、翌年五月頃まで滞在していたという。仕事は、その地で鰯網の元入れをし、網子の者共へ、毎年、仕入れ銀を前貸ししておき、鰯を取り入れ、それを諸国へ運送して商うことであった。

網船の船頭支配人は、肥前のうちに二一人いて、一人が網船七艘ずつ所持しており、網船の大きさは、大は六〇石、小は四〇石余りで、各一艘には五・六〇人ずつの網子がとりかかるものであったという。

いま、これによって試算してみると、網船は一四七艘となり、網子共は実に八〇〇〇人あまりにもなる。

このうち、喜右衛門が掌握していた船頭支配人や網船・網子はどれくらいであったものであろうか。にわかに詳かにし得ない。しかし、いづれにしても、喜右衛門はこれらの網子共をひき従えて、なかなか豪勢であったという。オランダ人も「金持ちの漁師」と明記している。彼にはまた、亀次郎という弟がいて、二百石積



十三反帆の「西吉丸」という大船をもって協力して来ていた。右のような喜右衛門が香焼島における生業の様子を念頭において、紅毛船引き揚げ作業に動員された船や人数をみると、喜右衛門の計画や自信のほどが、はじめてよく理解できる。

即ち、引き揚げ作業に使用した二艘の大船とは、喜右衛門の持ち船「西漁丸」と、弟亀次郎の持ち船「西吉丸」の二船であった。そして、引き揚げ作業に動員された大小七五艘の船と多くの人夫とは、実にこの網船と網子たちであったことがわかる。最も多くの船を使用した二月朔日の作業における一五〇艘という船数は、二人の船頭支配人が所持する全網船の数に匹敵する。従って、朔日の引き揚げ作業は、当地において動員し得る全船数と人員とを投入して行った最大限の規模のものであったということができよう。

### むすび

以上、日蘭双方の史料から、寛政一〇年（一七九八）

出港せんとした矢先に座礁・沈没となったエライザ号が、櫛ヶ浜出身の漁師村井喜右衛門の案出・工夫によって引き揚げられた快挙を具体的に追ってみた。

そこで、このことを通して考えられることは、何と云っても喜右衛門が国際貢献をしていることであり、その要因は何であつたらうか。

それは、喜右衛門の卓越した高度な知識・技術と多くの人々を引き付ける人間的魅力によって、あの引き揚げという快挙がなされたことである。

この原稿は、先生の講演をそのまま輯録掲載する予定でしたが、その輯録には非常に難澁を極めました。

そこで、先生の発表論文「蘭船の出帆手続きと村井喜右衛門の沈船引き揚げ事件」を主史料としながら、講演（録音）と対比してまとめたものです。